

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設について

セルフメディケーション税制（現行の医療費控除の特例）とは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、1万2千円を超えて、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年の総所得金額等から超過分（上限8万8千円）を控除できる新しい税制です。

- 1 上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいいます。
 - ① 特定健康診査
 - ② 予防接種
 - ③ 定期健康診断
 - ④ 健康診査
 - ⑤ がん検診

この特例は、平成29年度分の確定申告から適用（平成29年分の確定申告の提出時期は、平成30年2月中旬～3月中旬）となり、健康保険組合に対して、所得控除を申請しようとする被保険者から一定の取組を行ったことの証明の依頼があった場合、その対応をさせていただくこととなります。

- 2 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）で、82成分、約1500品目が販売されています。

※ 対象となる医薬品の薬効の例は、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬ですが、この薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

※ 対象となる医薬品には、パッケージに識別マーク（セルフメディケーション税 控除対象）が記載されます。

- 3 この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

- 4 確定申告の際に、税務署に領収書（原本提出）又は結果通知表（コピー提出可。診断結果部分は不要）を提出・提示することが必要です。

※ セルフメディケーションは、世界保健機構（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

医療費の増加が続き、健康保険の財政状況はますます厳しくなっています。
自分で自分の健康を守るセルフメディケーションをしっかりと行い、もしものときには必要なタイミングで必要な医療を受けることを徹底して、医療という限りある資源を大切に使いたいものです。